都市の秩序ある整備を図るため の都市は 計 画法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照

条 文

○都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成十八年五月三十一日法律第四

十六号) (抄)

附則

(施行期日)

第 一条 この法 はは、 公布 の日から起算して一年六月を超えない 範囲・ 内 において政令で定める日から施行 す

る。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

第一条中 -都市計 画法第十二条第四項及び第二十一条の二第二項の改正規定、 第二条中建築基準法第六

十条の二第三項及び第百一 条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 改 正規定、 第四 条、 第五条、 第七条中 都 市 再生 特 ·別措! 置法第三十

七 条第 項第二号の 改 正 規定並 びに 第八条並 び に 附 則第六 条、 第七 条及び第九条から第十一条までの規

定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

 \equiv 第一 条中 -都市計 画法第五条の二第一項及び第二項、 第六条、 第八条第二項及び第三項、 第十三条第三

項、 第十五 条第一 項並 びに第十九条第三項及び 第 五. 項 \mathcal{O} 改正! 一規定、 同条第六項を削る改 正 規 定 並 び に 同

法第二十一条、第二十二条第一項及び第八十七条の二の改正規定、 第二条中建築基準法第六条第一 項 \mathcal{O}

改正規定、 第三条、 第六条、 第七条中都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定並びに附則 第三

条、 第四条第一項、 第五条、 第八条及び第十三条の規定 公布 の日から起算して六月を超えない 、範囲内

において政令で定める日